

証券コード 4371

2023年3月14日

(電子提供措置の開始日2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社コアコンセプト・テクノロジー
代表取締役社長CEO 金子 武史

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.cct-inc.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、ご健康状態によらず、当日の会場へのご来場をお控えいただくとともに、同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月29日（水）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日(木) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 ダイヤゲート池袋4F
3. 目的事項
報告事項 第14期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額改定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

以 上

- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- * 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部です。
- * 「決議通知」については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.cct-inc.co.jp/ir/>)に掲載させていただきますので、株主総会終了後に書面による送付はありません。ご了承ください。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年3月29日（水曜日）午後6時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料等）は株主様のご負担となります。
- ③ インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ④ インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

書面の郵送により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年3月29日（水曜日）午後6時到着分まで

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提示ください。当日は、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

*株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

日時 2023年3月30日（木曜日）午前10時

場所 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 ダイヤゲート池袋4F

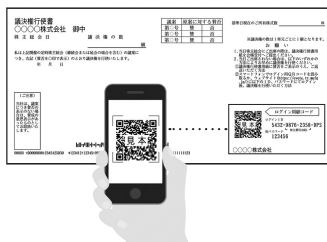
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

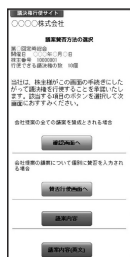
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

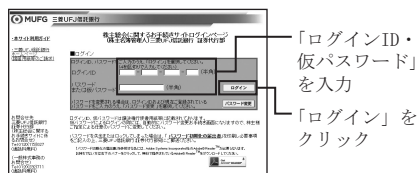
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

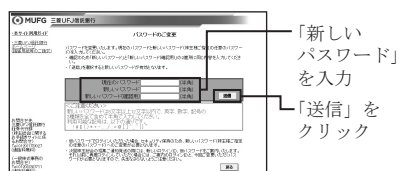
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いするものです。なお、本議案については、あらかじめ監査等委員会より妥当である旨の意見を得ています。取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">再任</div> かねこ たけし 金子 武史 (1976年5月19日生)	2000年4月 (株)インクス (現SOLIZE(株)) 入社 2006年4月 (株)ラグナ設立 2006年12月 (株)KT Consulting入社 2009年9月 (株)シンスター監査役 2010年10月 当社入社 2013年1月 取締役副社長就任 2015年7月 代表取締役社長CEO就任 (現任)	2,720,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 金子武史氏は、2010年入社後、取締役副社長、取締役社長を歴任し、当社経営のトップとして企業価値向上に重要な役割を果たしております。同氏は極めて高い視座と強い変革力を有しており、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">再任</div> しもむら かつのり 下村 克則 (1956年2月26日生)	1979年4月 日本電気ソフトウェア(株)入社 1991年3月 (株)インクス (現SOLIZE(株)) 入社 1995年7月 同社常務取締役 1996年2月 芸陽線材 (株) 取締役 (現任) 2009年9月 当社設立 2009年12月 代表取締役就任 2020年11月 取締役会長就任 (現任)	1,320,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 下村克則氏は、2009年に当社を設立し、代表取締役、取締役会長を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	再任 つのお はじめ 津野尾肇 (1975年7月22日生)	2002年4月 (株)インクス(現SOLIZE(株))入社 2009年5月 (株)ニトリ入社 2009年11月 当社入社 2012年10月 執行役員人事統括責任者就任 2016年9月 取締役就任(現任) 2020年1月 システムインテグレーション事業本部 本部長就任(現任)	900,000株
	【取締役候補者とした理由】 津野尾肇氏は、IT人材調達支援サービスを立ち上げ、サービスの確立と当社の発展に貢献してまいりました。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。		
4	再任 たぐち ただあき 田口紀成 (1977年4月16日生)	2002年4月 (株)インクス(現SOLIZE(株))入社 2009年12月 当社入社 2012年10月 執行役員技術統括責任者就任 2015年7月 取締役CTO就任(現任) 2020年1月 マーケティング本部 本部長就任(現任)	1,320,000株
	【取締役候補者とした理由】 田口紀成氏は、Orizuruを立ち上げ、サービスの確立と当社の発展に貢献してまいりました。また、マーケティング部門の統括として重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	再任 なかじま かずあき 中島 数晃 (1971年5月20日生)	1995年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2014年2月 ヒューマンホールディングス(株) 執行役員 2017年5月 (株)エスキュービズム取締役 2018年4月 当社入社 2019年7月 執行役員CFO就任 2020年1月 経営管理本部 本部長就任 2020年12月 取締役CFO就任(現任)	660,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 中島数晃氏は、ファイナンスや経営管理全般に豊富な経験と高度な見識を有しております。ガバナンスやコンプライアンスの体制構築を主導し、当社の経営管理を牽引してまいりました。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。当該保険の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を含む）となっております。各候補者は既に当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険を保険期間終了後も更新することを予定しています。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、1名増員し監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。なお、本議案については、あらかじめ監査等委員会の同意を得ています。監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>再任 <input type="checkbox"/> 独立 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/></p> <p>かくた こうし 角田好志 (1950年6月12日生)</p> <p>社外取締役在任年数：2年</p>	<p>1969年4月 (株)三井銀行（現(株)三井住友銀行）入行 1997年1月 (株)大塚商会入社 1997年5月 (株)テナアートニ代表取締役 2002年12月 (株)ゼンド・オープンソースシステムズ代表取締役 2011年7月 (株)エスキュービズム監査役（現任） 2019年10月 当社監査役就任 2021年3月 当社取締役監査等委員就任（現任）</p>	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>角田好志氏は、銀行出身かつIT企業の経営者の経験と実績、知識及び見識を有しており、監査等委員として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。引き続き、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。</p> <p>また、角田好志氏は社外取締役候補者です。同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。</p>		
2	<p>再任 <input type="checkbox"/> 独立 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/></p> <p>ひろせ たくお 廣瀬卓生 (1971年6月28日生)</p> <p>社外取締役在任年数：2年</p>	<p>1997年4月 弁護士登録 友常木村見富法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）入所 2003年9月 米国Shearman&Sterling法律事務所勤務 2004年5月 ニューヨーク州弁護士登録 2004年10月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業復帰 2005年1月 同所パートナー就任（現任） 2007年6月 ローランド ディー・ジー。(株)社外監査役 2010年6月 同社社外取締役 2018年6月 (株)サイフューズ社外監査役（現任） 2020年12月 当社監査役就任 2021年3月 当社取締役監査等委員就任（現任） 2021年12月 浜松ホトニクス(株)社外取締役（現任）</p>	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>廣瀬卓生氏は大手弁護士事務所における長年の実績から、企業法務に関する豊富な経験と高い専門的知見を有しており、監査等委員である取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたご経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。引き続き、今後の当社の事業拡大のために、専門知識を活かし、客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。</p> <p>また、廣瀬卓生氏は社外取締役候補者です。同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	再任 独立 社外 すずき まさや 鈴木雅也 (1978年3月16日生) 社外取締役在任年数：2年	2000年10月 EY新日本有限責任監査法人入所 2004年4月 公認会計士登録 2019年11月 鈴木雅也公認会計士事務所開業（現任） 2020年12月 当社監査役就任 2021年3月 当社取締役監査等委員就任（現任） 2022年11月 クラブ・アドバイザーズ（株）社外監査役（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 鈴木雅也氏は、大手監査法人及び現在経営する事務所における経験から会計税務に関する専門性を有しており、監査等委員である取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたご経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。引き続き、今後の当社の事業拡大のために、専門知識を活かし、客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。 また、鈴木雅也氏は社外取締役候補者です。同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。		
4	新任 独立 社外 なかじま えり 中島恵理 (1972年9月2日生) 社外取締役在任年数：一年	1995年4月 環境庁（現 環境省）入庁 2003年6月 経済産業省資源エネルギー庁出向 2015年4月 長野県副知事として出向 2022年6月 IDEC（株）社外取締役（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 中島恵理氏は、長年に渡り環境行政等に関与し、様々な公職を歴任しております。長野県副知事として、企業の女性活躍、働き方改革、SDGs推進に関わってきております。直近では、環境省にて管理職として、SDGsの推進、ゼロカーボン推進行政に関わる等、環境・エネルギー分野に関して豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたご経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。選任後は、これらの高い見識を活かし、当社事業の発展及び経営全般に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。 また、中島恵理氏は社外取締役候補者です。同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員の要件を満たしております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、角田好志氏、廣瀬卓生氏及び鈴木雅也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結して

おります。

3. 中島恵理氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結する予定です。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が、会社の役員等としての職務の遂行に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟又は会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、被保険者の犯罪行為等に起因するものは除きます）。各候補者が再任又は選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても、更新する予定です。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額改定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の限度額は、2021年3月30日開催の当社第12回定時株主総会において、年額150百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していること、企業規模・財務規模等を考慮のうえ、取締役の報酬額を年額350百万円以内と改定させていただきたいと存じます。当該取締役報酬限度額改定につきましては、今後の取締役員数、構成及び役割等を総合的に勘案のうえ、「取締役の報酬等の総額等」の額に沿った個人別の報酬額の総額等に基づき報酬額をご提案しており、本議案の内容は、相当であると判断しております。

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名であり、第1号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された後も、取締役の員数に変更はありません。

なお、当社は、取締役の報酬について公正性、透明性及び客観性を強化すべく、過半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として2023年1月より設置しております。本議案は、指名・報酬委員会における審議・答申を経ており、本議案の内容は相当であると判断しております。また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2021年3月30日開催の当社第12回定時株主総会において、年額15百万円以内として、ご承認をいただいております。

その後、事業が拡大する中で、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの重要性は一層高まっており、監査体制の一層の充実を図るため監査等委員である取締役を1名増員すること等諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額40百万円以内と改定することにつきご承認をお願いするものです。当該取締役報酬限度額改定につきましては、今後の監査等委員である取締役員数、構成及び役割等を総合的に勘案のうえ、「取締役の報酬等の総額等」の額に沿った個人別の報酬額の総額等に基づき報酬額をご提案しており、本議案の内容は、相当であると判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

以 上

事業報告

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進展し、感染拡大防止のための行動制限が緩和され、徐々に経済活動が再開しました。一方でロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギーの供給抑制に伴う急速な物価の上昇や、世界的な金融引き締めを背景とした世界的な景気後退懸念等、景気の先行きについては依然として不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社が属する情報サービス業界においては、中長期的にシステムインテグレーション（SI）市場規模が緩やかに拡大する中で、当社がサービスを提供しているデジタルトランスフォーメーション（DX）の市場が占める割合は急速に拡大することが見込まれています。特に当社が注力する製造業・建設業では人手不足への対策、ベテランノウハウの継承、脱炭素への取組みが重要な経営課題となっており、これまでの一部の業務のデジタル化に留まらず、大企業を中心に全社横断的なDX投資が加速し、市場の拡大をけん引しています。

また、DXの市場規模拡大に伴い、IT産業における外部委託（BPO）市場規模も拡大しています。しかし、DXを推進するためのITエンジニアは不足しており、需給は逼迫している状況です。このような市場環境に対して、当社はIT開発支援パートナーとの広範な「Ohgi」ネットワークを有しており、顧客のIT人材の需要に対して迅速に適切な人材を紹介できる体制を築いております。中小IT企業とそこに所属する従業員のデータベースである「Ohgi」ネットワークは顧客のニーズに応えられるよう現在も規模を拡大しております。一方、「Ohgi」ネットワークは当社が受注した案件でも積極的に活用しており、従業員数と比較して多くのDX案件を受注できる（開発体制が組める）ことから、当社の利益の源泉であり強みとなっております。

このような状況のもと、当社の経営状況は、既存顧客のフォロー及び新規顧客の獲得に注力したことに加えて、昨年株式上場並びに、9月に株式会社ミスミと合併で株式会社DTダイナミクスを設立し、株式会社ミスミの製品「meviy」の開発パートナーであることを公表したことで、製造業DXを手掛ける会社として知名度が高まり新規の案件の引き合いも増加傾向にあります。当社は、積極的な提案活動により大企業との取引拡大に注力しており、売上高に対する年商500億円以上の大企業との取引は前事業年度の41%から当事業年度は49%へ拡大しました。1社あたりの取引金額も増加しており、前事業年度と比べて5,000万円以上取引をい

ただいている顧客数は27社から46社へ増加しました。

この結果、当事業年度の売上高は12,113,202千円（前年同期比55.3%増）、営業利益は1,120,972千円（同105.2%増）、経常利益は1,139,476千円（同108.6%増）、当期純利益は836,826千円（同103.9%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は84,569千円であり、主なものは従業員増加に伴うPC購入費用です。

（3）対処すべき課題

① 成長戦略の実行

当社はこれまで安定的かつ継続的な事業成長をしてきましたが、「IT産業の次世代」を創出する」というミッション及び「お客様の真なるデジタル化（DX）を支援/推進し、来るAI時代の企業競争力を実現するために、価値ある役割を果たしていきます（Right AI, Right DX.）」という経営ビジョンの実現のためには、顧客企業がDXを実現・内製化するために「再現性のあるDX方法論とDX開発基盤」を提供すること、顧客企業が「IT人材を直接調達できる仕組み」を提供することが重要だと考えております。

DX支援においては、製造業・建設業向けのDX開発基盤である「Orizuru」について、物流・倉庫、医療、化学・食品、その他B2B企業へと産業分野を拡張するための機能追加と業務領域を拡張するための機能追加を行い、DX支援領域の拡大を図ってまいります。

IT人材調達支援においては、「IT人材を事業会社が直接調達できる仕組み」として、既存顧客及び既存開発支援パートナー企業に対する「Ohgi」利用の促進、IT人材調達ニーズのある顧客企業の新規開拓及び開発支援パートナー企業数の拡大、ユーザーの利便性向上のための機能追加を行ってまいります。こうした成長戦略を着実に実行することにより、DX案件とそれを担うIT人材の両方を拡大する好循環を形成し、安定的な高成長を持続していく方針です。

また、事業拡大のためのリソース確保及び産業領域の拡大を目的として、中小IT企業・ベンチャー及びDX支援産業領域の拡大と合致する領域に強みを持つIT企業との、M&A及び提携を積極的に進めてまいります。

② IT人材の確保と育成

当社は、あるべき姿の策定から技術検証、システム構築、運用・保守、内製化まで、顧客企業のDX実現を一気通貫で伴走支援しておりますが、一連のプロ

セスの実行において、コンサルタント、AIエンジニア、アーキテクト、プログラマー、プロジェクトマネージャー等の様々なIT人材が必要となります。

当社は「Ohgi」によるIT人材調達力を活用し、必要な時に必要なスペックのIT人材を調達しプロジェクトを推進することが可能ですが、経営ビジョンを実現し、継続的に事業を拡大していくためには、中核的な技術やノウハウを社内に蓄積していく必要があり、コア人材となる社員の積極的な採用・定着・育成が重要だと考えております。

当社は魅力的な案件の獲得、比較的自由的な開発体制や勤務体系、給与水準の向上や福利厚生の実施、公平・透明な人事評価制度、社内勉強会の開催・セミナー参加によるスキルアップ支援等により、優秀なIT人材の採用・定着・育成に注力しておりますが、今後も採用マーケットにおける他社との競合状況を勘案し、改善していく方針です。

③ 開発体制・プロジェクト採算管理の強化

当社は業容拡大に伴い、大規模案件の受注も増えてきているため、不採算・赤字案件が極力発生しないように、開発体制及び受注後のプロジェクト採算管理の強化が課題だと認識しております。当社は大規模案件にも対応できる体制構築のために、新卒・経験者いずれについても積極的な採用活動を行っており、今後も継続していく予定です。また、当社の特徴である広範なIT開発支援パートナーネットワークによるIT人材調達力を活用し、必要な時に必要なスペックのIT人材を調達し開発体制を組むことが可能です。今後もネットワークの拡充を図ってまいります。

プロジェクト採算管理について、当社はリスク低減のために案件を細分化し（契約期間1カ月～3カ月が大半）、準委任契約（8割程度）にて受注するように努めております。また工数の予実乖離が生じないように、顧客とのコミュニケーション、緻密な要員管理、進捗管理、予実管理、品質管理を行っており、内部監査においても重点監査項目として設定しております。今後につきましても、プロジェクト採算管理を徹底していくとともに、プロジェクトマネージャーの育成、当社が得意とするアジャイル開発のノウハウを集約し全社共有することによる効率的かつ高品質な開発を実施していくことにより、収益力を高めていく方針です。

④ 販路の多様化・拡大

当社は既存顧客からのリピート受注が比較的安定している一方、事業の継続的な拡大と企業価値向上のためには、新規顧客の開拓力が課題だと認識しております。広報活動による当社の認知度・ブランド力の向上、Webマーケティングやウェビナー開催によるリード拡大に注力するとともに、Salesforce等の他社

製品・サービスとの相互補完やカスタマイズ案件等のリレーションシップセールス活動の拡大を図っていくことにより、販路の多様化・拡大を図っていく方針です。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は成長段階にありここ数年で組織が急速に拡大しておりますが、事業の継続的な成長には業務運営の効率化やリスク管理のための十分な内部管理体制の整備、マネジメント人材の拡充が重要だと考えております。このため、業務効率化のための社内基幹システムのリプレイスやバックオフィス業務の整備などを行ってまいります。また、組織の拡大ペースに合わせる形でマネジメント人材の採用や育成、教育研修等を実施していく方針です。

⑥ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、併せて社会に貢献するサービスを提供することで、あらゆるステークホルダーから信頼を得ることが重要であると認識しております。かかる認識に基づき、当社ではコンプライアンスの徹底を図るとともに、経営の公正性及び透明性を確保するための内部監査の強化、監査等委員会、指名・報酬委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実などを行ってまいります。

⑦ 持続可能な社会の実現への取組み

当社は、事業活動を通じて、顧客の売上高の拡大や利益率の向上を実現するとともに、資産効率性の向上、エネルギー効率性の向上による環境負荷低減、労働生産性向上による人手不足の解消、ベテランのノウハウ継承など、多くの社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現へ取組んでいます。2022年12月には代表取締役社長CEOを委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、より一層サステナビリティに関する取組みを推進し、持続可能な社会作りへ貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第11期	2020年度 第12期	2021年度 第13期	2022年度 第14期 (当期)
売 上 高 (千円)	4,766,941	5,534,604	7,801,298	12,113,202
経 常 利 益 (千円)	183,650	188,490	546,122	1,139,476
当 期 純 利 益 (千円)	117,901	124,789	410,343	836,826
1株当たり当期純利益 (円)	8.58	8.88	28.03	52.24
総 資 産 (千円)	1,839,137	2,184,164	3,773,502	5,114,394
純 資 産 (千円)	566,411	716,250	1,961,870	2,846,032
1株当たり純資産額 (円)	40.37	49.91	125.58	172.29

(注) 当社は、2020年11月11日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、2022年4月1日付及び2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第11期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(5) 主要な事業内容

デジタルトランスフォーメーション支援
IT人材調達支援

(6) 主要な事業拠点 (2022年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都豊島区
大阪オフィス	大阪府大阪市
福岡オフィス	福岡県福岡市

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
314名	64名増

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年12月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	30,000 千円
株式会社りそな銀行	20,000 千円
株式会社三井住友銀行	20,000 千円
株式会社商工組合中央金庫	10,000 千円
株式会社武蔵野銀行	10,000 千円
株式会社千葉銀行	10,000 千円

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数 56,000,000株

（2）発行済株式の総数 16,512,000株

（3）株主数 2,005名

（4）大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
金 子 武 史	2,720,000株	16.47%
芸 陽 線 材 株 式 会 社	1,600,000株	9.69%
株 式 会 社 B I P E D	1,400,000株	8.48%
下 村 克 則	1,320,000株	7.99%
田 口 紀 成	1,320,000株	7.99%
津 野 尾 肇	900,000株	5.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	843,300株	5.11%
グ ッ ド エ コ 株 式 会 社	800,000株	4.85%
高 盛 豊 文	680,000株	4.12%
田 中 浩 和	600,000株	3.63%

- （注） 1. 当社は、自己株式を150株保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

① 第1回新株予約権

決議年月日	2019年10月17日		
新株予約権の数	89個（新株予約権1個につき4,000株）		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式	356,000株	
新株予約権の行使時の払込金額	52円		
新株予約権の行使期間	2021年10月18日～2029年10月17日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	52円	
	資本組入額	26円	
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>		

（注）2022年4月1日付及び2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	55個	普通株式 220,000株	1名

上記の取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。

② 第2回新株予約権

決議年月日	2020年11月30日
新株予約権の数	1,867個（新株予約権1個につき400株）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 746,800株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	2022年12月2日～2030年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 37円50銭
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>

（注）2022年4月1日付及び2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	500個	普通株式 200,000株	5名
取締役（監査等委員）	90個	普通株式 36,000株	3名

（2）当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

当社はストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託Rを活用したインセンティブ・プランを導入しております。

第3回新株予約権

決議年月日	2020年12月15日
付与対象者の区分及び人数	(注) 3.
新株予約権の数	1,500個 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 600,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	2020年12月26日～2030年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 37円50銭
新株予約権の行使の条件	(注) 2.

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき700円で有償発行しております。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前営業日における当社普通株式の1株当たりの価格（以下、「前提株価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 前提株価を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、前提株価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が前提株価を下回る価格となったとき。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
3. 当社の代表取締役社長である金子武史と取締役会長である下村克則は、当社の現在及び将来の取締役、監査役、及び従業員（以下「役職員等」と言います。）に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションなどを目的として、2020年12月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年12月25日付でコタエル信託株式会社を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第3回新株予約権）」と言います。）を設定しており、当社は本信託（第3回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年12月26日に第3回新株予約権（2020年12月15日臨時株主総会決議）を発行しております。本信託（第3回新株予約権）は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した第3回新株予約権 1 個あたり400株相当を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものです。第3回新株予約権の分配を受けた者は、当該第3回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第3回新株予約権）の概要は以下のとおりです。

名称	第3回新株予約権（時価発行新株予約権信託R）
委託者	金子武史、下村克則
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日	2020年12月22日
信託の新株予約権数	1,500個
信託期間満了日（交付基準日）	2023年3月末日（当該日が受託者の休業日の場合には前営業日）
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第3回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第3回新株予約権1,500個（1個あたり400株相当）が信託の目的となっております。
受益者適格要件	当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員のうち、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。

4. 2022年4月1日付及び2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	金 子 武 史	CEO
取 締 役 会 長	下 村 克 則	会長 芸陽線材株式会社 取締役
取 締 役	津 野 尾 肇	システムインテグレーション事業本部本部長
取 締 役	田 口 紀 成	CTO 兼 マーケティング本部本部長
取 締 役	中 島 数 晃	CFO 兼 経営管理本部本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	角 田 好 志	株式会社エスキュービズム 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	廣 瀬 卓 生	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー 株式会社サイフューズ 社外監査役 浜松ホトニクス株式会社 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 雅 也	鈴木雅也公認会計士事務所 代表 ククレブ・アドバイザーズ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 角田好志氏、廣瀬卓生氏及び鈴木雅也氏は、社外取締役です。
2. 取締役鈴木雅也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役角田好志氏、廣瀬卓生氏及び鈴木雅也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、角田好志氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年1月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

各取締役の役位・役割・責務に応じ、また貢献度も加え、毎月基本報酬を支給する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は支給しない。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は支給しない。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬100%とする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬は、年額を12で除した額を基準とし、取締役の月額報酬の支給日は毎月25日とする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定を、取締役その他の第三者に委任しない。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年3月30日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額150百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の計8名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、報酬委員会が各人の役位・職務・業績・貢献度を勘案し一定の基準を基に総合的に判断したうえで案を作成し、取締役会へ答申いたします。取締役会は報酬委員会からの答申を受け、内容を協議のうえ、決議し取締役の個人別報酬等を決定するものとしております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員 を除く）	137,040	137,040	—	—	5
監査等委員である取締 役（うち社外取締役）	13,500 (13,500)	13,500 (13,500)	—	—	3 (3)

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役角田好志氏の兼職先である株式会社エスキュービズムと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・社外取締役廣瀬卓生氏の兼職先であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、株式会社サイフューズ、及び浜松ホトニクス株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・社外取締役鈴木雅也氏の兼職先である鈴木雅也公認会計士事務所及びクラブ・アドバイザーズ株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	角 田 好 志	<p>当事業年度開催の取締役会19回のすべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じて経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会全13回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査等委員としてヒアリングや現場往査を適宜行い、監査等委員会に報告しております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	廣 瀬 卓 生	<p>当事業年度開催の取締役会19回のすべてに出席し、弁護士としての知見や幅広い見識を活かし、必要に応じて経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会全13回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 雅 也	<p>当事業年度開催の取締役会19回のすべてに出席し、公認会計士としての知見や幅広い見識を活かし、必要に応じて経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会全13回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,187千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,187千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、必要に応じて監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2021年3月30日付の取締役会において、「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ・コンプライアンスの推進については、経営管理本部で統括することとし、同本部を中心に役職員教育を行う。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ・内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ・リスク管理委員会は、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、経営管理本部が再発防止策の展開等の活動を推進する。
- ・各部門における法令及び社内規程の遵守状況について定期的に内部監査を行う。
- ・監査等委員は法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- ・取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役の2名以上は独立社外取締役とする。当該社外取締役は、当社が定める独立性を満足するものとし、その独立性判断の基準は、以下のとおりとする。
- ・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）に所属、又は就任時より遡って3年未満の期間に所属していない者
- ・当社グループの主要取引先に所属、又は就任時より遡って3年未満の期間に所属していない者
- ・当社の前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有しない個人、又は企業・団体に所属しない者もしくは就任時より遡って3年未満の期間に所属しない者
- ・当社グループが前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する企業団体に所属しない者、又は就任時より遡って3年未満の期間に所属しない者
- ・当社グループの法定監査を行う監査法人に所属しない者、又は就任時より遡って3年未満の期間に所属しない者
- ・当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属していない者、又は就任時より遡って3年未満の期間に所属しない者

- ・過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから役員報酬以外に直接的に、当社グループの売上高の2%を超える報酬を受けているコンサルタント、法律専門家、会計専門家又は税務専門家でない者（当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）、又は就任時より遡って3年未満の期間まで取引が無い者
- ・過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループの売上高の2%を超える寄付又は助成を、当社グループから受けている組織の理事その他の業務執行者等でない者
- ・当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者でない者
- ・上記各号のいずれかに掲げる者の2親等以内の親族あるいは同居の家族でない者

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務執行に係る文書については、「文書管理規程」に従い保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、同規程にしたがったリスク管理体制を構築する。
- ・代表取締役社長を最高責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、経営環境、事業活動、会社財産の状況を踏まえたリスクの識別、分析及び評価を実施するとともにリスク対策を協議実行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

⑤ 業務の適正を確保するための体制

- ・「業務分掌規程」に基づき、経営管理本部は、所管業務を通じて内部統制システムの構築・整備・運用について指導・管理する。
- ・業務の適正性について定期的に内部監査を行う。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性確保及び補助すべき使用人の体制

・監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めたときは、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人が監査等委員会補助職務を遂行するときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を排除し、監査等委員会の指揮命令に基づき職務を遂行するとともに、監査等委員会からの指示内容等について、守秘義務を負うものとする。

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動等に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の通報状況及びその内容をすみやかに報告する。前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

・監査等委員は、重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとする。

・監査等委員は、重要な会議の議事録、監査等委員ではない取締役が行った重要な決裁等について、いつでも閲覧することができるものとする。

・代表取締役社長と監査等委員会は定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

・監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑦ 反社会的勢力との取引排除に向けた体制

・法令、条例及び規程等に基づき、社長以下役職員が丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

・反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

・「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力の調査実施マニュアル」を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及びその他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社の使用人に対し、必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

四半期に1回開催されるリスク管理委員会で、各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努め、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告しております。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元は重要な経営課題と認識しておりますが、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化、及び事業の継続的な拡大のための投資が重要であると考え、設立以来、普通株式の配当を実施しておりません。

今後につきましても、当面の間は内部留保資金を経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化、及び事業の継続的な拡大発展を充実させるための資金として有効に活用し、高い成長性を維持し企業価値の向上に努めることが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えておりますが、将来的には、財務状態・業績推移、及び事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、剰余金の配当を実施することを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,351,837	流動負債	2,133,741
現金及び預金	2,199,186	買掛金	844,961
受取手形、売掛金及び契約資産	1,994,617	短期借入金 ※2	100,000
仕掛品	52,571	1年内償還予定の社債	26,000
前払費用	103,419	リース債務	785
その他	10,542	未払金	106,915
貸倒引当金	△8,500	未払費用	144,826
固定資産	762,557	未払法人税等	230,163
有形固定資産 ※1	270,395	未払消費税等	173,548
建物	193,730	契約負債	93,563
工具、器具及び備品	75,024	預り金	67,134
土地	369	賞与引当金	304,745
リース資産	1,271	品質保証引当金	4,228
無形固定資産	52,395	受注損失引当金	36,838
ソフトウェア	42,728	その他	30
その他	9,666	固定負債	134,620
投資その他の資産	439,766	社債	45,000
関係会社株式 ※3	34,000	長期未払金	31,754
敷金及び保証金	248,548	リース債務	601
繰延税金資産	150,193	資産除去債務	57,264
その他	7,025	負債合計	2,268,362
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	2,844,982
		資本金	533,537
		資本剰余金	497,819
		資本準備金	497,819
		利益剰余金	1,814,088
		その他利益剰余金	1,814,088
		繰越利益剰余金	1,814,088
		自己株式	△461
		新株予約権	1,050
		純 資 産 合 計	2,846,032
資 産 合 計	5,114,394	負債純資産合計	5,114,394

損益計算書

(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,113,202
売上原価		9,383,313
売上総利益		2,729,889
販売費及び一般管理費 ※		1,608,917
営業利益		1,120,972
営業外収益		
受取利息	14	
補助金収入	31,098	
その他	1,300	32,413
営業外費用		
支払利息	1,113	
支払手数料	9,063	
補助金返還損	2,235	
その他	1,496	13,909
経常利益		1,139,476
特別利益		—
特別損失		—
税引前当期純利益		1,139,476
法人税、住民税及び事業税	299,584	
法人税等調整額	3,065	302,649
当期純利益		836,826

株主資本等変動計算書

(自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金					自己 株式
		資 本 準 備	本 金 合 計	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
当期首残高	509,638	473,920	473,920	977,262	977,262	—	1,960,820	1,050	1,961,870	
当期変動額										
新株の発行 (新株 予約権の 行使)	23,899	23,899	23,899				47,798		47,798	
当期純利益				836,826	836,826		836,826		836,826	
自己株式 の取得						△461	△461		△461	
株主資本 以外の項 目の当期 変動額 (純額)									—	
当期変動額 合計	23,899	23,899	23,899	836,826	836,826	△461	884,162	—	884,162	
当期末残高	533,537	497,819	497,819	1,814,088	1,814,088	△461	2,844,982	1,050	2,846,032	

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～39年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 品質保証引当金

品質保証費用の支出に備えるため、実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。なお、個別に見積可能な費用については発生見込額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約のうち当事業年度において損失が発生すると見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主なサービスをDX支援及びIT人材調達支援と認識しております。

(1)DX支援

CCT独自のDX支援メソッドロジー「CCT DX-Method」や、仕組みの構築・運用を効率化するDX開発基盤かつIoT/AIソリューション「Orizuru」を活用し、顧客企業のDXを支援しています。DX後のあるべき姿の策定から技術検証、システム構築、運用・保守、内製化まで一気通貫で伴走支援します。

当該サービスの契約から生じる履行義務は、コンサルティングやソフトウェアの開発を行い、成果物を納品するものであり、一定の期間にわたり充足される履行義務です。契約で変動対価となる条件は含まれず、検収後1年以内の支払いが通常です。

当社は、一定の金額を超える案件について、将来の発生原価を合理的に見積ってプロジェクト採算管理を実施しており、発生原価と見積総原価との比率で進捗度を見積り、それを契約金額に乗ずることで売上金額を算定しております。ただし、工期がごく短い案件については、顧客の検収を受けた一時点で収益を認識しております。

(2)IT人材調達支援

プロジェクト推進やチームマネジメントに関するノウハウ、広範なIT開発支援パートナーシップや人材調達プラットフォーム「Ohgi」活用によるIT人材調達力を活かし、様々な事業会社／大手SIer／コンサルティングファーム等の人事部門・調達部門・プロジェクトマネージャーの機能の一部をワンストップで支援しています。

当該サービスの契約から生じる履行義務は、システム開発・保守・運用等

を行うため、ITエンジニアの技術を提供することであり、一定の期間にわたり充足される履行義務です。これは、通常、当社が顧客との契約における義務を履行することにより顧客が便益を享受すると考えられるためです。当社は、当該サービスの提供期間で収益を認識しております。また、当該サービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>(収益認識に関する会計基準等の適用)</p> <p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。</p> <p>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。</p> <p>この結果、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高への影響はありません。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準等の適用)</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p>

(会計上の見積りに関する注記)

総原価の見積りに基づくインプット法による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

2,934,137千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一定の金額を超える案件について、将来の発生原価を合理的に見積ってプロジェクト採算管理を実施しており、発生原価と見積総原価との比率で進捗度を見積り、それを契約金額に乗ずることで売上金額を算定しております。ただし、工期がごく短い案件については、顧客の検収を受けた一時点で収益を認識しております。

進捗度を見積りの基礎となる見積総原価は、ソフトウェア開発人員の件数や外注費等を見積りることによって算定され、見積りの不確実性を伴います。

見積総原価に関して、開発の進捗状況は月次でモニタリングしておりますが、計画どおりに進捗せず、プロジェクトの期間が延長されたり、想定より工数が増加することにより、期中において原価の著しい増加が見込まれる場合には、見積総原価の見直しを行います。また、事業年度末では、インプット法により収益を認識しているすべてのプロジェクトについて、見積総原価の見直しを行います。

見積総原価を見直した場合には、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	146,251千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	1,300,000千円
借入実行残高	100,000〃
差引額	1,200,000千円

※3 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権が属する項目ごとの金額は、次のとおりです。

	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	59,418千円

(損益計算書に関する注記)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりです。

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	149,874千円
従業員給与	435,173 "
賞与	23,663 "
賞与引当金繰入額	122,858 "
採用費	197,607 "
地代家賃	55,616 "
支払報酬	252,180 "
減価償却費	19,325 "
貸倒引当金繰入額	△2,100 "

おおよその割合

販売費	32.8%
一般管理費	67.2 "

※ 関係会社との取引高は、次のとおりです。

	当事業年度
	(自 2022年1月1日
	至 2022年12月31日)
関係会社への売上高	148,132千円
関係会社との営業取引以外の取引高	10,800〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,903,500	12,608,500	—	16,512,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 12,126,500株

ストックオプションの行使による増加 482,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	150	—	150

(変動事由の概要)

株式分割による増加 75株

単元未満株式の買取りによる増加 75株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度末	当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少		
第1回新株予約権(ストックオプション)	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権(ストックオプション)	—	—	—	—	—	—
第3回新株予約権	普通株式	150,000	450,000	—	600,000	1,050
合計	—	150,000	450,000	—	600,000	1,050

(変動事由の概要)

株式分割による増加 450,000株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	15,936千円
賞与引当金	93,313 "
品質保証引当金	1,294 "
受注損失引当金	11,279 "
長期未払金	17,953 "
資産除去債務	17,534 "
減価償却超過額	1,833 "
その他	5,578 "
繰延税金資産小計	164,724千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	164,724千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	14,531 "
繰延税金負債合計	14,531 "
繰延税金資産純額	150,193千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費	0.7%
住民税均等割	0.4%
税額控除	△4.5%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.6%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	236,385千円
1 年超	230,931 〃
合計	467,317千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い銀行預金等の金融資産で運用し、投機的な取引やデリバティブ取引は原則として行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。借入金及び社債は主に運転資金に係る資金調達によるものです。これらの負債は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権並びに敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	248,548	213,272	△35,275
資産計	248,548	213,272	△35,275
(1) 社債 ^(※)	71,000	70,614	△385
負債計	71,000	70,614	△385

(※) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度 (千円)
関連会社株式	34,000
計	34,000

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,199,109	—	—	—
売掛金	1,330,335	—	—	—
合計	3,529,444	—	—	—

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(注4) 短期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
社債	26,000	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000
合計	126,000	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	213,272	—	213,272
資産計	—	213,272	—	213,272
社債	—	70,614	—	70,614
負債計	—	70,614	—	70,614

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
敷金及び保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	DX関連事業 (千円)
一定期間にわたり認識する収益	10,039,679
一時点で認識する収益	2,073,523
顧客との契約から生じる収益	12,113,202

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,125,154
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,330,335
契約資産 (期首残高)	364,458
契約資産 (期末残高)	664,282
契約負債 (期首残高)	22,867
契約負債 (期末残高)	93,563

契約資産は、一定期間にわたり認識する収益において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求の売掛金です。契約負債は、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,867千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を使用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていませんので、注記すべき事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出 資金 (千円)	事業の内容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中島 数晃	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 2.66	—	ストック・オプションの 権利行使 (注)	11,948	資本金及び資本 準備金	11,948

(注) 2019年10月17日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 関連会社に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千円)
関連会社	株式会社DT ダイナミクス	東京都 豊島区	100,000	meviy等のシステム開発・保守・運用業務	(所有) 直接 34.0%	システム開発・保守・運用業務	システム開発等	148,132	売掛金	53,685

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) システム開発等の受託収入については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

(持分法損益等に関する注記)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	172.29円
1株当たり当期純利益	52.24円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	46.07円

(注) 1. 当社は、2022年4月1日付及び2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	836,826
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	836,826
普通株式の期中平均株式数(株)	16,015,985
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	2,144,377
(うち新株予約権(株))	(2,144,377)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月13日

株式会社コアコンセプト・テクノロジー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コアコンセプト・テクノロジーの2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会は、監査の方針、監査基本計画等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

株式会社コアコンセプト・テクノロジー 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 角田 好志 印

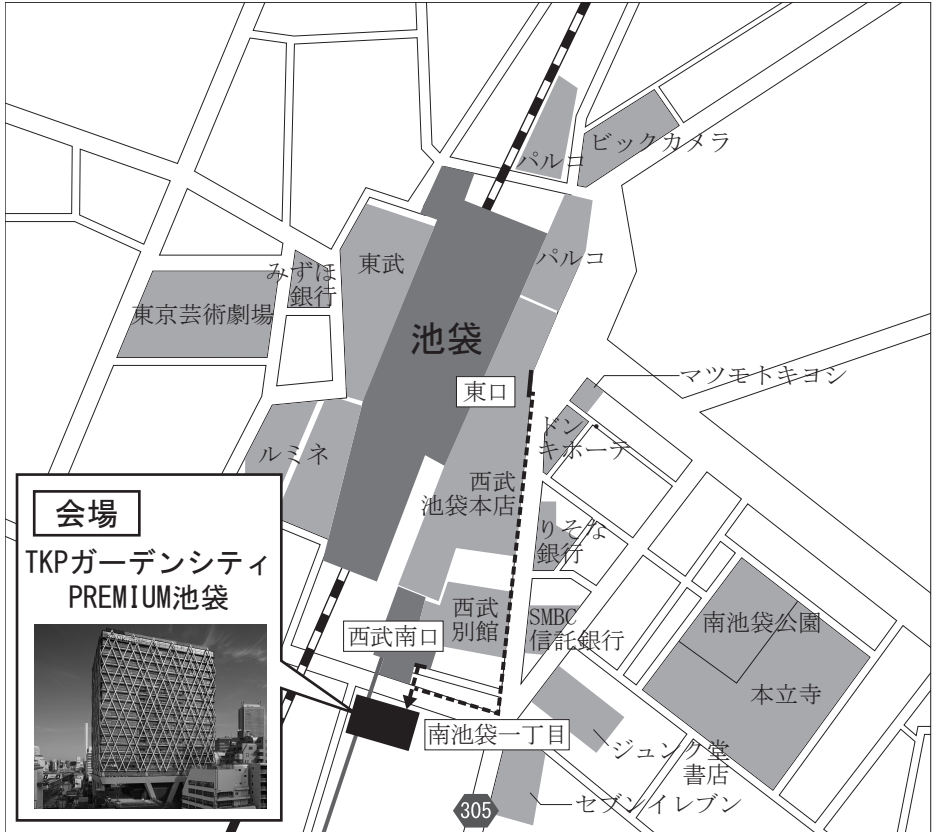
監査等委員（社外取締役） 廣瀬 卓生 印

監査等委員（社外取締役） 鈴木 雅也 印

株主総会会場ご案内図

会場

TKPガーデンシティPREMIUM池袋
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
ダイヤゲート池袋 4F



会場

TKPガーデンシティ
PREMIUM池袋



交通

西武池袋線 「池袋駅」西武南口 徒歩1分
JR山手線 「池袋駅」東口 徒歩5分
東京メトロ有楽町線、丸ノ内線、副都心線
「池袋駅」東口 徒歩5分